

災害復旧事業

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(1) 河川公共土木施設復旧計画

長期にわたる豪雨又は異常集中豪雨等による洪水、氾濫の為に河川護岸の決壊、溢流、或いは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を被った場合は、遅滞なく災害を最少に止めるべく、応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧事業については、次のように計画をたてる。

ア 災害の程度により緊急の度合に応じて、中央へ緊急査定、或いは本査定を要望する。

イ 被害の原因を速やかに調査し、査定の為の調査、測量、設計を早急に実施する。

ウ 緊急査定の場合は本省より事前に、復旧計画に対し現地指導官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画をたてる。

復旧計画に当っては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、或いは堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止の為の諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等、あらゆる点について慎重に検討を加え、災害個所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。

緊急に査定をうけるものの外は、本査定に提案するが、方針は前同様である。

エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、現年度内に完了するよう、施行の促進を計る。

オ 査定に落ちたもので、将来再び出水等の際に弱点となり、被害の原因をなすと考えられる処は再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。

カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の払底等の為、工事が円滑に実施出来ない事がしばしばであるから、事前にこれらについて充分検討し、工法にも検討を加えて、努めてあい路を開けるよう計画することが肝要である。

(2) 海岸公共土木施設復旧計画

(3) 港湾公共土木施設事業復旧計画

(4) 漁港公共土木施設事業復旧計画

台風あるいは高潮、津波等により海岸堤防や護岸が決壊し、又浸蝕により内陸部の公共施設特に道路、鉄道、公共建物、又は住家、耕地等に甚大な被害を受けた場合は、災害対策本部の指示のもとに、遅滞なく被害を最少限に止めるよう応急対策を講ずるが、その後の全面的復旧に当たっては、以下述べる手続や段階を経て復旧計画を立てる。

- ア 被害者の状況程度に応じて市の方針を定め、主管省へ緊急査定或いは本査定を要望する。
- イ 被災原因を詳細に分析し査定に必要な測量、設計を直ちに実施する。
- ウ 緊急査定の場合、現地指導官の派遣があるときは、その指示に基づき、周到な計画をたてる。
- エ 復旧計画に当っては、被災原因を究明し、再び災害を被らないような改良を加えた復旧の方針に基づき、堤防護岸の強化、根固補強、堤防の嵩上げを行い、或いは波留工を設け、堤防天端の舗装を施す等、堤防の地盤沈下や、吸い出しを防止する等の諸工法を検討する。又浸蝕に対しては、内陸部の防護の為、擁壁を設け、且つ波浪を分散させる為に、擁壁前面に根固ブロックを設ける等、現地の実態に即応した工法を採択して、検討を加え、被災個所の復旧のみに捉われることなく、前後の一連の関係や状態を考慮して、関連工事や助成工事等により極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。
- オ その他は、同様の方針にて本査定をうける。
- カ 査定で不採択となった個所等でも、その個所が弱点となり、将来弱い波浪によっても、被災する恐れがあり、被害の原因になると考えられるものについては、再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。
- キ 査定完了後は、緊急度により重点的に、直ちに復旧に当り、極力現年度に多く完了するように努める。

(5) 砂防施設事業復旧計画

砂防施設の災害復旧計画も、一般公共土木施設の復旧計画と全く同一にして、主管省の査定を待ち、国庫補助として4か年計画にて復旧する事となる。県単独費による復旧は事例がなく、今後も維持に限定され、原則として公共査定を受ける事となる。

土砂災害後の復旧体系は次表のとおり

災害の種別	法指定	事業の種別	根拠法令
土石流	砂防指定地	<ul style="list-style-type: none">・災害関連緊急砂防事業・砂防激甚災害対策特別緊急事業・砂防設備災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none">・砂防法・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法・国有林野事業特別会計法
	保安林指定地	<ul style="list-style-type: none">・災害関連緊急治山事業・治山激甚災害対策特別緊急事業・林地荒廃防止施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none">・森林法
急傾斜地崩壊 (崖崩れ)	急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none">・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none">・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法・森林法
	保安林指定地	<ul style="list-style-type: none">・林地崩壊対策事業	
地すべり	地すべり防止区域	<ul style="list-style-type: none">・地すべり激甚災害対策特別緊急事業・災害関連緊急地すべり対策事業・地すべり防止施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none">・地すべり等防止法・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(6) 道路公共土木施設事業復旧計画

道路、橋梁等の公共土木施設の災害復旧については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて、3か年で復旧するよう計画をたてる事になっている。また、市では、1件復旧費の額が13万円以上60万円未満の箇所は単独災害として復旧する。

(7) 林地荒廃防止施設災害復旧計画

林地荒廃防止施設の災害復旧については、一般公共土木施設の復旧計画と同じで、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて被災年度を含めて3か年間で復旧するよう、計画をたてることとする。

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧事業の実施に当たっては、第1「公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行するものとする。なお、復旧事業は一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので当該災害復旧事業の推進については隨時適切な技術職員の配置と指導により早期復旧を期する。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

3 住宅災害復旧事業計画

公営住宅の災害復旧については、国民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図るものとする。

(公営住宅法)

4 公立文教施設災害復旧事業計画

公立学校施設の災害は児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

- (1) 再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。
- (2) 災害防止上必要がある場合は設置個所の移転等についても考慮する。

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

5 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び社会福祉・医療事業団の融資を促進し、早急に復旧を図るものとする。

この場合施設設置箇所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び耐震、耐火性、不燃堅牢化等に留意する。

- (1) 生活保護施設：生活保護法40条・41条
- (2) 老人福祉施設（社会福祉法人等）：老人福祉法第14条、15条第2項～5項
介護保険法第70条第1項、第94条第1項、第115条の39第2～3項
- (3) 児童福祉施設：児童福祉法35条第2項～4項
- (4) 障害者支援施設：障害者自立支援法第83条第2項～第4項

6 公立医療施設災害復旧事業計画

公立医療施設の災害復旧にあたっては、県民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努めるものとする。
(医療法、伝染病予防法)

7 その他公営企業施設災害復旧事業計画

その他公営企業施設の災害復旧にあたっては、各施設の管理者又は法令の規定により災害復旧の責任を有する者が災害の程度及び緊急の度合等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。(工業用水法、特定多目的ダム法)

8 公用財産災害復旧事業計画

公用財産施設の災害復旧事業にあたっては、行政的、社会的影響の重要性、あるいは災害の程度等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。

9 水道・下水道災害復旧事業計画

水道の災害復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので飲料水の給水対策とあわせて、早期に復旧を図るものとする。(水道法)

農業集落排水、浄化槽の復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので生活排水の排水対策と相俟って復旧を図るものとする。

下水道の災害復旧は、住民の日常生活と密接な関係にあるので、生活排水及び雨水の排水対策と相俟って早期に復旧を図るものとする。